

更新許可申請 の記入例

全ての申請について、共通の様式です。

事業計画等審査願

(あて先)

令和〇〇年△△月××日

滋賀県知事

申請者 住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地)

滋賀県では事前協議制度を導入しています。書類が整ったら、原則、受付窓口へ郵送してください。(来庁される場合は、事前に日時を調整してください。)

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

おって、書類の補正が必要な部分を連絡します。

連絡用にFAX番号も記入願います。

補正資料ができたなら、担当者と日程調整の上、来庁して、資料の差し替え等を行い、申請手数料を納めて、本申請となります。

氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

株式会社 適正処理産業

代表取締役 滋賀 一郎

電話番号 077-528-0000

FAX番号 077-528-XXXX

* 更新許可の場合、余裕をもって事業計画等審査願を提出し、事前協議を終了のうえ許可の有効年月日までに更新許可申請を行ってください。

関係第6条第1項の規定により、下記の許可もしくは指図を提出します。

記

1 協議する許可もしくは指定の申請または届出(該当条項を○で囲んでください。)

区分		収集運搬業	収集運搬業 (積替保管を含む。)	中間処理業	最終処分業
産業廃棄物 処理業	新規許可	法第14条第1項	法第14条第1項	法第14条第6項	法第14条第6項
	変更許可	法第14条の2第1項	法第14条の2第1項	法第14条の2第1項	法第14条の2第1項
	更新許可	法第14条第2項	法第14条第2項	法第14条第7項	法第14条第7項
	変更届		法第14条の2第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の2第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の2第3項 において準用する法 第7条の2第3項
特別管理	新規許可	法第14条の4第1項	法第14条の4第1項	法第14条の4第6項	法第14条の4第6項
産業廃棄物 処理業	変更許可	法第14条の5第1項	法第14条の5第1項	法第14条の5第1項	法第14条の5第1項
	更新許可	法第14条の4第2項	法第14条の4第2項	法第14条の4第7項	法第14条の4第7項
	変更届		法第14条の5第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の5第3項 において準用する法 第7条の2第3項	法第14条の5第3項 において準用する法 第7条の2第3項

産業廃棄物	設置許可	法第15条第1項
処理施設	変更許可	法第15条の2の6第1項

再生利用業	新規指定	省令第9条第2号
		省令第10条の3第2号
	変更指定	細則第17条第1項

更新許可の場合は、許可証にある許可年月日、許可の有効年月日、許可番号を記入してください。

2 現有する許可等の内容

許可(指定)年月日		許可(指定)番号	
許可(指定)の有効年月日			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

（特管許可申請も同様に記入）

令和〇〇年△△月××日

（あて先）

滋賀県知事

本申請の提出時に日付を記入してください。

法人の場合は、法人の登記事項証明書に記載されている本店住所、名称、代表者の氏名を記入してください。

個人の場合は、住民票の写し等に記載されている住所、氏名を、屋号がある場合はカッコ書きで記入してください。

申請者（〒 520 - 8577）

住所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

株式会社 適正処理産業

氏名 代表取締役 滋賀 一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 077-528-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

別紙許可証写しのとおり

許可証の写しを添付してください。

または

許可されている品目を列記してください

（特別管理で項目数が多く書ききれない場合は、内容を記載した別紙を添付してください）

『石綿含有産業廃棄物を含む・除く』

『水銀使用製品産業廃棄物を含む・除く』

『水銀含有ばいじん等を含む・除く』

以上 10項目

事業の区分：積替え・保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の内容における石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物および水銀含有ばいじん等の有無について、「含む」「除く」いずれかに○をしてください。

事務所

電話番号

事務所及び事業場の所在地

事業場

登録事項に変更なし

電話番号

変更がある場合は、変更届を提出してください。

事業の用に供する施設の種類及び数量

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余

白

※ 事務処理欄

許可を取得された事業者の産業廃棄物処理業者一覧への掲載について

掲載を希望しない

変更許可申請書（第2面）とは様式が異なりますので注意してください。

（第2面）

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合は申請年月日）	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	氏名を記入し、ふりがなを付してください。外国人の方で通称名がある場合は併記してください。本籍、住所欄は「住民票の写しのとおり」でかまいません。先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。	
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
かぶしきがいしゃ てきせいしよりさんぎょう 株式会社 適正処理産業	登記事項証明書のとおり	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
氏名を記入し、ふりがなを付してください。外国人の方で通称名がある場合は併記してください。先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。なお、役員欄が足りない場合には必要な記載事項を別紙に記載するか、本第2面を追加して使用してください。		
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
しが いちろう 滋賀 一郎	昭和20年10月15日 代表取締役	住民票の写しのとおり 住民票の写しのとおり
しが たろう 滋賀 太郎	昭和45年9月10日 取締役	住民票の写しのとおり 住民票の写しのとおり
おおつ りゅういち 大津 隆一	昭和23年2月12日 監査役	埼玉県さいたま市五関2丁目□番△号 滋賀県大津市御陵町○番△号

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資している者（申請者が法人である場合においてあるとき）

合資会社等出資制度のある法人の場合には必ず記入してください。

発行済株式の総数	2000株		出資の額	円
(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
しが いちろう 滋賀 一郎	昭和20年10月15日	1000株	住民票の写しのとおり	
		50%	住民票の写しのとおり	
しが はなこ 滋賀 花子	昭和26年3月25日	300株	住民票の写しのとおり	
		15%	住民票の写しのとおり	
しが たろう 滋賀 太郎	昭和45年9月10日	200株	法人については、本籍欄は空欄にし、住所欄に本店所在地を記入してください。	
		10%		
かぶしがいしゃおつさんぎょう 株式会社大津産業		300株		
		15%	登記事項証明書のとおり	
かぶしがいしゃしがしょうじ 株式会社滋賀商事		200株		
		10%	登記事項証明書のとおり	

氏名を記入し、ふりがなを付してください。
 外国人の方で通称名がある場合は併記してください。
 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。
 なお、欄が足りない場合には必要な記載事項を別紙に記載するか本第3面を追加してください。

(ふりがな)氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
おうみ とおる 近江 徹	昭和30年8月9日	住民票の写しのとおり	
	滋賀工場長	住民票の写しのとおり	

申請者の政令で定める使用人について氏名を記入し、ふりがなを付してください。
 外国人の方で通称名がある場合は併記してください。
 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画等審査願提出時には、「滋賀県収入証紙」を貼付しないでください。

(特別管理) 産業廃棄物処理業更新
許可申請添付書類一部省略の申立書

令和〇〇年△△月××日

(あて先)
滋賀県知事

申請者
住 所

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

氏名 (法人にあっては名称および代表者の氏名)

株式会社 適正処理産業

代表取締役 滋賀 一郎

(特別管理) 産業廃棄物処理業の更新許可申請を行うにあたり、申請書に添付していない書類は過去の申請または変更届出において提出している書類の内容に変更がないので省略します。

なお、滋賀県から許可審査上必要と求められた場合は、関係書類を提出します。

添付していない書類
(第1面) 1. 事業の全体計画 2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等
(第2面) 3. 運搬施設の概要
(第4面) 4. 収集運搬業務の具体的な計画
(第5面) 5. 環境保全措置の概要
(第6面) 運搬車両の写真
(第7面) 運搬容器等の写真
自動車検査証の写し
車両の使用権原があることを証する書類
申請者住所 (本店、本社)、事務所、事業場および駐車場所所在地の見取図

※平成29年9月30日までの旧様式は次のとおり取り扱う。

(第1面) は旧様式〔別紙1〕、(第2面) は旧様式〔別紙2〕、(第4面) は旧様式〔別紙3〕、(第5面) は旧様式〔別紙4〕、(第6面) は旧様式〔別紙5〕、(第7面) は旧様式〔別紙6〕にそれぞれ相当する

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳		金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額		25,000	既に、建設業、運送業または産業廃棄物収集運搬業を営んでいるなどの事情により、本県許可による産業廃棄物収集運搬業を営む基礎を有している場合は、「既に〇〇業を営んでおり、既存の施設を利用するため、事業の開始に際して新たな資金を必要としません。」と記入してください。
	土 地	10,000	
	事 務 所	5,000	
	収集運搬車両	10,000	
調 達 方 法	自 己 資 金	15,000	
	借 入 金	10,000	
	〇〇銀行〇〇支店	5,000	
	△△銀行△△支店	5,000	
	そ の 他		
	増 資		

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

資産に関する調書(個人用)

令和〇〇年△△月××日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	当座預金	2件	5,000
有価証券	株式	1,000株	100
未収入金	建設業売上げ	2件	200
売掛金	不動産売却	1件	300
受取手形			
土地	宅地、事業用地	3,000㎡	30,000
建物	事務所、車庫	各1棟	10,000
備品			
車両	収集運搬車両、自家用車	2台	10,000
その他	当座預金	2件	5,000
	株式	1,000株	100
資 産 計			60,700
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	銀行借入	2件	5,000
短期借入金	銀行借入	1件	1,000
未払金	給与	1件	3,000
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			9,000

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年△△月××日

本申請の提出時に日付を記入してください。

(あて先)

滋賀県知事

申請者

住 所 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

氏 名 株式会社 適正処理産業

代表取締役 滋賀 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

更新許可申請の場合は、先の書類に加え、次の添付資料が必要です。

講習会（収集運搬課程）の修了証の写し		
法人	直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます
	直前3年分の法人税の納税証明書（その1）（税務署発行）	
	定款または寄付行為	
	法人の登記事項証明書	
	役員の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	
	役員の登記されていないことの証明書 注	
	5%以上の株主または出資者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法人の場合は登記事項証明書】	
	5%以上の株主または出資者の登記されていないことの証明書 注	
個人	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます
	政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注	
	直前3年分の所得税の納税証明書（その1）（税務署発行）	
	直前3年分の確定申告書第一表および第二表（修正申告書にあっては、第一表および第五表）の写し	
	申請者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	
	申請者の登記されていないことの証明書 注	
	申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】	
	法定代理人の登記されていないことの証明書【法定代理人が法人の場合は、その法人の役員の登記されていないことの証明書】 注	
個人	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます
	政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注	

* 先行許可証の提出をする場合、「先行許可証の提出に係る申立書」を添付してください。

* 優良認定基準に適合するときは、経理関係の書類の省略もできますので、確認してください。

* このほか、申請書の内容の確認や審査のため、追加書類を求めることがあります。

詳細は許可の申請に必要な書類一覧を確認してください（p. 18～23）。

注：「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。（p. 20②、p. 21②参照）

滋賀県では、事前協議制度を採っていますので、余裕をもって事業計画等審査願を提出し、事前協議を終了のうえ、許可の有効年月日までに更新許可申請を行ってください。

事業計画等審査願は、許可の有効年月日の3か月前から受付します。

許可期限日の2か月前までに提出のない場合は、事務処理の都合上、許可期限日までに新しい許可証を交付できない場合があります。

書類が全て整ったら、原則、郵送で提出してください。（来庁される場合は、事前に日時を調整してください。）

おって、書類の補正が必要な部分を連絡します。

連絡用にFAX番号を事業計画等審査願に記入願います。

補正資料ができたなら、担当者と日程調整の上、来庁して、資料の差し替え等を行い、申請手数料を納めて、本申請となります。